

平成27年第2回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成27年6月3日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	9番	船 橋 義 明
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
総務部長兼技監	奥 村 智 彦
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	岩 越 誠

建設水道部長	那波哲也
教育文化部長兼教育 文化部教育文化課長	田中幸治
会計管理者 兼会計課長	浅野薫夫
総務課長	足立篤隆
企画課長	堀仁志
税務課長	森泰人
住民課長	加藤順子
福祉健康課長	服部敦美
建設課長	佐々木正道
教育文化課主幹	花村定行

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島直樹
書記	朝日純子
主査	笠原誠
主任	岩田孝太

1. 議事日程（第3号）

平成27年6月3日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第41号議案 専決処分の承認について
- 日程第2 第42号議案 羽島郡二町教育委員会委員の選任同意について
- 日程第3 第43号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第4 第44号議案 笠松町空家等適正管理審議会設置条例について
- 日程第5 第45号議案 笠松町公共施設等総合管理計画策定委員会設置条例について
- 日程第6 第46号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第47号議案 笠松町光文庫整備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第48号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第49号議案 LED防犯灯の売買契約の締結について
- 日程第10 第50号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 第51号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 第52号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 第53号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（船橋義明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第41号議案から日程第13 第53号議案までについて

○議長（船橋義明君） 日程第1、第41号議案から日程第13、第53号議案までの13議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方にいたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第41号議案 専決処分の承認についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 3月31日に国会で決まり専決されてきている項目のようですが、法人事業税の所得割の税率引き下げ及び外形標準課税の拡大の項目があると思いますが、この項目について説明をしていただきたいと思います。

それから、消費税が延期されることに伴う税改正も幾つかこの項目の中にはあるのではないかと思います。それはどれとどれなのか、お尋ねしておきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（船橋義明君） 森税務課長。

○税務課長（森 泰人君） お答えいたします。

法人所得税、事業税等の税率の引き下げでございますけれども、こちらのほうにつきましては、前年、平成26年の専決のときにやらさせていただいております。12.3の法人町民税が9.7ということで、平成26年10月の事業開始年度の法人町民税のものから既に実施をされておるところでございます。そして、消費税の延期に伴います税制、町の関係のものでございますが、附則のほうにございますけれども、住宅ローン控除は消費税が1年半延期をされておりますので、こちらのほうの規定につきましても1年半延びています。そして軽自動車税でございますけれども、こちらも厳密には消費税の影響かどうかはわかりませんが、1年間ちょっとずれておると。27年度から税金のほうを引き上げさせていただく予定であったところを28年度からということで税率のほうの改正をさせていただいて、こちらのほうも第2条関係のほうで規

定をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○議長（船橋義明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第42号議案 羽島郡二町教育委員会委員の選任同意についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 反対ではなくて、これまでもずうっとこうした人事案件についての承認については、執行部の説明に基づいて賛成をしてきました。ずうっとこだわっていたんですけど、それは、ここに引き続いての方がありますけれども、どの方もお名前と住所と生年月日のみで私たちに同意を求められているわけですが、特に新しい方については面識があるわけでもないし、各務原市で聞きましたら、私も本当に怠慢だったと思っておりますが、本来は経歴がちゃんと書面にて報告されており、もちろん資料のほうでいいと思っておりますけれども、それはつけてほしいと思っておりますし、それに基づいて直接委員さんのところへその任務についてのお考えなどを聞きに行っていると聞きまして、私もこれからはそうしなければいけないなと思っております。けれども、判断するためには、せめて経歴は資料としておつけいただきたいと思っておりますが、その点はどうでしょうか。

○議長（船橋義明君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） お答えします。

人事案件につきましては、これまで国から本人が特定できればいいという範囲でやりなさいといった通達もございまして、基本的な氏名、住所、生年月日でやらせていただいております。笠松町独自のやり方で議案勉強会ですか、案件説明のときに口頭でやらせていただいたわけですが、町長の提案説明ではその点もちょっと触れませんでした。今御指摘ございましたが、個人情報も配慮してどこのあたりまで公表できるかということもございまして、今後は本人の了解を得て資料をつけることを検討させていただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 私たちは住民の信託を受けてこういったことについての承認をするわけで、やはり一定の資料はつけるべきだと私は考えますので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり同意することに決しました。

第43号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり同意することに決しました。

第44号議案 笠松町空き家等適正管理審議会設置条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 済みません、基本的なことをお尋ねします。

笠松町におきましては、この空き家条例というのは非常に全国に先駆けた、一種の誇りというか、そういうことで評価をいただいています。今回、国のほうで空き家対策の特措法ができましたが、今までの条例と特措法の違いというのはどこが違うのかということと、法令の優先順位ってありますよね。法令の優先順位におきましては、法律は条例に先立つというふうに私

は理解しておるんですが、このあたりの整合性はどうか捉えておられるのか、その2点をまずお尋ねします。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 笠松町空き家等の適正な管理に関する条例、これは平成25年4月1日から施行しているわけでございます。今般国のほうで法律整備されたということで、ほぼ内容は同じでございますが、国の法律のほうでは、この審議会の設けることが特段決まっております。笠松町につきましては審議会の設けて、そこで判断を適正にしたほうが良いというようなことで、今回その法律でない部分の審議会の設けているというようなところでございます。もちろん議員さんおっしゃいましたように、法律のほうは条例より上ですので、そちらのほうを優先するというところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

そうしますと今回の審議会の設置条例は別としまして、これまでの管理に関する条例の存在理由というのが、法律が先立つということになりますと、薄れてくるということかなくなるのではないかと思うんですが、という点と、もう1つは、特措法が改正された場合、条例もそれに準じて改正されるということになるわけですね。そのあたり、2点お願いします。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 今回、この笠松町空き家等適正管理審議会の設置条例を出ささせていただきましたが、これは従前の笠松町空き家等の適正な管理に関する条例の全部改正ということで、継続性を国のほうの関係と本来完全になくしてしまって、この審議会のほうだけつくればそれで済んだかもしれません。国の今までの流れがわかるように全部改正ということで、今まではなくなったわけですが、国のほうの法律のほうへ移管されたということで、今回、審議会のほうだけを提案させていただいたということです。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） よくわかったようなわからないような話なのですが、私も法律の専門家ではないので、余り法律と条例の関係性についてここで議論すると本当に茶の木畑に入ってしまうから外れますから、とりあえず了解しました。またそのあたりのことで1つだけ確認させてほしいのは、今の笠松町には法律とほぼ同じような内容の条例が存在するということがよろしいわけですね。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 法律で決められていますので、笠松町のほうの条例では規定

はされておられません。今までは笠松町のほうの条例でやっていたんですけども、もう国のほうの法律でやっていきますので、笠松町のほうの条例はいわゆる廃止をして、審議会のほうだけを設けているということでございます。

〔「この適正管理条例はなくなるということね」の声あり〕

はい、そうです。

ただ、今までの関連性がございましたので、全部改正という格好をとらせていただいております。

〔「わかりました」の声あり〕

○議長（船橋義明君） いいですか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 要するに、空き家が全国に820万戸存在すると総務省は言っておりまして、その問題として、壊すと宅地並み課税になるということで特例を設けて、内容としては、税制上でいろいろ何か配慮されて、壊しやすくした国の法律になったように伺っておりますけれども、そのあたりをもう少し説明してください。国の基準はどのようになったのか。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 空き家等の除却等を促進するための固定資産税、都市計画税に係る所要の措置ということで、このたび法改正がされたわけですけども、この内容につきましては、管理不全の空き家の除却、適正管理を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による必要な措置の勧告の対象となった特定空家に係る土地について住宅地特例の対象から除外するというもので、今まで固定資産税の課税の特例、例えば小規模住宅用地200平米以下の場合、固定資産税が6分の1の規定がなくなりました。私どもにすれば、建ててもこういった今までは法律がありましたので、なかなか壊さずにそのままのほうが税金が安いということでありましたが、今回こういった特例がなくなりましたので、壊さなくても壊しても同じというようなことになったということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） そういうことで、空き家全部に対してそうじゃないんですよ。その壊すべき建物だと判断をしたものについて、その法律が適用されるということのようですので、そのためにこの審議会で諮られていく、国の法律に基づいて諮られて遂行されていくということだと思いますが、それでよろしいですか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 要はそういうことなんです。空き家といわゆる廃屋との違いがあります

から。そういう廃屋の場合、我々行政が今まで助言をしたり指導をしたり、そしてまた最後に命令をしたり公表して、最後は強制執行となる段階の中で、そういう家屋に対する措置でありますから、きちんと適正に管理されている空き家にどうのこうのということでは全くないことです。それだけは今までと同じ形態で進んでいくと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） そうしますと、審議会ではこれは強制執行されていい建物だと認定し、それを相手に通知し、そしてその後、そうした税制も含めて執行されていくと、そんなふうに考えていいですね。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 要は、そういうことで対応できるということです。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） この審議会の運用というか、その規定の範囲についての質問なんですけれども、例えば競馬場の厩舎で住居と一体になったようなもので、空いていて随分朽ちてきているものも見受けるんですけれども、そういうものも今回の法律の対象、審議会の上に乗せる対象になるのでしょうか。済みません、ちょっと教えてください。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 厩舎というのは、空いているところもありますが、それは空き家であって、管理者、いわゆる競馬組合が管理している空き家でありますから、廃屋ではありません。その点の見解で我々が廃屋条例を当てはめる建物にはなっていないと思います。当然、その建物がいわゆる危険な建物である限り、これは管理者がきちっと対応すべきことでありますから、ただ古いからということではなくて、法律上の管理というのはそういうところにあると思いますから、そういう流れをきちっとやっぱりつかんで、それだけに競馬組合もやっぱりしっかり管理しなきゃならないことだと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございました。

ということは、結局、空いているだけだったら問題ないけど、例えば朽ちてきて倒れそうだとか何とかという問題になってくれば、町が競馬組合に対して、修理しなさいとか壊しなさいとかという対象にはなってくるということですね、逆に言うと。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いわゆる空き家である限り、そういう助言なり指導なりということには

なると思います。

○議長（船橋義明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

第45号議案 笠松町公共施設等総合管理計画策定委員会設置条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 説明でわかったところはわかっていますが、いつも町長さんも全体の公共施設が老朽化しているから将来的には大変な時期が来ると言っているの、重々私たちもわかっています。昨年だったか一昨年だったか、町内の公共施設全体を見直すというか検討をしようということで、我々議会も検討委員会というんですか、勉強会を開いたわけですが、これは今国のほうでも絶えず言っているように、1つ、2つの公共施設をなぶるんじゃなくて、統廃合も含めて給食センターにしようか、中央公民館、耐震のできていない施設、また老朽化で今は財政的にも大変困難なときが来るとい、この総合管理計画というのは審議委員会を設置して設置条例で委員をつくって、大体期限を決めて国のほうへ、笠松町はこういうふう、に計画をしますよということを期限があつての委員会をつくるのか、委員会をつくって早く国のほうへ要望するなり補助願を出したり、それをするための委員会を設置するのか、総合管理計画だけ出して、いつになったらその計画が来るものなのか、国のほうが積極的にこの公共施設の統廃合やらそんなことも一緒になって、この管理計画を出せというふうに国から言われておるのか、そこら辺の点だけちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） これは多分、総務大臣通達で来ている状況だと思います。そして、27年、28年度の2年間の中で、いわゆる公共施設の更新なり統廃合なり、あるいは長寿命化なりという中・長期的に計画を立てなさいということになってきていたわけなんです。これは建物だけではなくて、いわゆる町が所有する町道あるいは橋梁、全ての公共施設を全部洗い直した中で、町のいろんな財政基盤も見詰めながらそういう計画を立てなさいという通達が来ているのが総

務大臣通達であって、この2年間のうちにそれをきちっと整理しなきゃなりませんので、そのことについて、やっぱり専門家、あるいは学識経験者や地域の皆さんにも、代表者に入ってもらいながらやるのがこれからの作業だと思います。

○議長（船橋義明君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 町長さんもいつも言っておられるように、本当に我々この苦しい財政の中、やっぱり計画的にこの2年間で、今町長さんが言われたように、この策定委員会で総合計画を出す、それで我々が将来的にはこの笠松町の公共施設、また道路も大変今悪くなっているような状態で、やはりよそのまちから来ても本当に、図書館にしても公民館にしても大変不便をかけているような状態ですので、この総合管理計画が本当に2年の計画で、その後にもた予算づけして、さあかかるというのがまた5年、10年というような、そんな長い時間になるような気がしてならないんですが。そこら辺はやっぱり国のほうに早く先行順位ですか、どうしてもこの3年、4年のうちにはやらないかんというようなことはわかっているはずですので、そこら辺をきちんと見きわめて、この委員会がしっかりといい諮問を出していただくように、計画を出していただくようにしていきたいと思いますが、もう一度しっかりとその委員会のレベル、やっぱりどんな方がしっかりとやっていただけて早く総務省のほうへ出せるものなのか、そこら辺をちょっと、もう一度確認だけしておきます。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） この公共施設総合管理計画策定委員の方は、2年間のうちにそういう計画を立てることがこれからの仕事である。ですから、全ての建物の耐震やいろんなことも調べた中で立てていくこと、道路にしても全てやっぱり洗い直して、そして橋梁にしても今検査しているのを洗い直した中で、じゃあこの橋梁はあと15年はまだもちますということであれば、10年後、15年後までの計画でいいですし、我々がこの2年間のうちにそういう中期的、長期的な視野に立った策定計画を立てることでもありますから、実際にやり始めるのはまだ5年後、10年後になる部分はいっぱいあると思います。

その計画を立てるのはこの2年間のうちでありますから、現実には、じゃあ例えば一つの例で、うちの公民館は45年たっていますと、耐震もこういうことで耐震診断をした結果、耐震補強しなきゃならない建物ですということになっていても、じゃあ、その中央公民館をすぐやるのか、あるいは児童館をやるのか、給食センターをやるのかいろいろいっぱいありますから、優先順位はこれから、やっぱり我々なり、議会の皆さんともきちっとコンセンサスを持って笠松町のこの計画を立てていきたいということでもあります。この2年間の間にそういう全部の洗い直しをして、この建物はこれぐらいのときにという計画を立てるのは委員会でありますので、この委員会の方はやっぱり専門的なそういう知識を持った方もいなければなりませんし、あるいは町全体の計画を立て直す、そういう視野をもって物が言える方もいなきゃなりませんし、そう

いう方が入った委員会を立ち上げて、これからの将来計画を立てていこうということでありま
す。我々のほうは、いわゆる平成23年から10年間の第5次総合計画の中で、町の耐震の問題、
そして更新の問題、いろいろ計画としては立てていますから、それとやっぱり並行してこうい
う計画の中にもそれを入れていただいて、これからの笠松町の公共施設の洗い直しをやってい
くという大事な委員会になると思います。2年間かけてじっくりやはり笠松町の将来の公共施
設のあり方を考える委員会でありますので、そのことを御理解いただいて、皆さんにその間い
ろいろ御意見はいただくとおと思いますが、そういう進め方をこれからするのではないかと
思っております。

○議長（船橋義明君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

この委員会から2年間のうちにどのような意見が出てくるかわかりませんが、この笠
松町は本当に狭い敷地ですので、代替地が何もありませんね、本当に何かの方針転換か頭の転換
をしていかんことにはいけない。同じところに建て直すとか、また同じところに給食センター
や児童館をつくるとか、中央公民館をその場で建て直すという、また1年、2年、その公民
館は使えないということで、空き地と言ってはおかしいんですが、やはりその点、しっかりと
下羽栗から松枝まで、一番交通の便のいいところとか、利用価値のいいところとか、頭の転換
をしていかんと、余りこの町の中、町の中で済ましているとどんどんどんおくらせていっ
ちやいますし、財政的にもそんな余裕があるわけじゃありませんので、本当に委員会にしっかりと
意見を出していただいて、今、車社会ですので、ある程度この中ということじゃなくて、そ
の場所ということじゃなくて、頭の転換をして、どうか下羽栗から松枝まで有効に利用してや
っていくのが私は一番いいんじゃないかなあとお思います。大変窮屈な財政ですので、そんなば
っと国から全額金をくれとかということではできんと思っておりますし、そこら辺がこれからの課題で
あらうと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） この委員の中には、議会の代表というのが入るんでしょうか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 町民の方か学識経験者か、あるいは町長が必要と認める方でありま
すから、これからのその委員の方というのは、議員の方なのか、あるいは町内会やそういう連
合会の方なのかということ、これからまだ検討することありますから、当然、町民の代表で
あれば議員の皆さんの中ということはあることだと思っております。それはまだ、今ここ
ではっきりお答えはできませんが、当然今までの流れの中ではあり得る話だと思
っておりますし、御意見はお聞きしたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） これは大事な委員会だと思いますけれど、まず1つは人口がどうなっていくのか、それも見据えなければいけないでしょうし、先ほど車社会と言われましたように、かつては笠松校区が中心で全てが進んでいっていましたが、現実には松枝校区が今一番人口増でいろんな活動の場にもなっていますが、笠松町のいろいろな施設にそれぞれ出かけていたりしているわけです。

かつて松枝公民館をつくられたときに、ちょうど私が議員になったときでした。そのときに、中央公民館と同等のものを各校区につくるべきだと私は思っておりましたら全然違って、その附属のような形になり、今では大変不便なんですね。調理室など15人ぐらいしかできないような調理室だったりして、それぞれの校区で生涯学習をやるにしても大変不便になっている部分もあつたりするし、それから今後のことからいえば、何が必要で何が必要でないか、そういうことも必要になってくると思いますし、各地域との連携という問題も出てくるので、そのあたりも含めて検討される委員会になるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（船橋義明君） 町長。

○町長（広江正明君） 初めに御説明しましたが、この総務大臣通達の中で来ているこの委員会というのは、いわゆる笠松町の公共施設の中・長期的な見方でやることであります。ですから、今言われたように、建物にしても何にしても、じゃあそれをそのまま更新するのか、いや、もう将来のことを考えて統廃合でいいのか、あるいは、いや、この建物はどうしても必要なもので、これは長寿命化で耐震でもたせるべきなのかということも含めて検討することです。ですから、今言われた人口動態や、あるいは笠松町の将来のまちづくりも含めた中で公共施設のあり方をやりますので、決してミクロ的な考え方でこの建物だけをどうのこうのということではありません。これはもう笠松町の一番大きな将来の公共施設のあり方を検討する大事な委員会でありまして、このことをやっぱり国もそれを見据えて計画をしようということですから、当然やっぱりいい時期に我々はそれをやることだなあと考えています。ただ、申し上げたように、中期的、長期的視野でありますから、15年、20年先の部分も含んでおりますので、統廃合も踏まえた計画であります。これは本当のまちづくりの基本になる大事な委員会になってくると思います。それを踏まえて今、川島議員が言われたり、安田議員が言われたように、我々はこの委員会でもって、やはり町の将来を決める大きな委員会として位置づけてこのことを進めていくことだと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ぜひそういう形で進めていただけるとありがたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑ある方。

[挙手する者あり]

2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 済みません、少しだけ確認させてください。

この条例の第2条に「委員会は、町長の諮問に応じ、総合管理計画の策定に関する事項について調査審議する。」と書いてあるんですが、調査審議するということは、ある程度たたき台みたいなものが行政側から出して、それを検討するというふうに理解していいんでしょうか。

○議長（船橋義明君） 町長。

○町長（広江正明君） 今申し上げたように、いわゆる公共施設の建物であれば、じゃあその建物が何年に建って、どういう形態で、今耐震がどうかということを調査したものはきちっと我々の手元にありますから、そういうものを提示しながら、そういう建物に関しては、今言ったように更新でいいのか、あるいは、いや、こんな3つも4つも同じような公民館があるよりも1つでいいんじゃないかということも含めた総合的な審議会での計画になりますので、全てのそういう調査した資料をお出しして、その中でやはり皆さんに御検討いただくという流れになると思います。ただ、我々の基本的な考え方として、じゃあ公民館は3つありますが、もうこれは将来、やっぱり統合して1つの公民館にしたいと思うという考え方がまとまれば、そういうことも諮問することもあるかもしれませんが、まずやっぱりそのことよりも、我々が出した方向性もありますが、委員会の中できちっとそういう方向性も見出してくれるような、そういう審議をしていただきたい委員会に持っていったらいいなと思っていますから、そのこともこれからまたスタートするときにきちんと審議をしていきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） そうしますと、ある程度現状の状況とか何かの資料は行政側から出していただけるけど、そういうことをたたき台にして、いわゆる真っさらな感覚で自由に討議してもらおうというような捉え方でいいんでしょうか。

○議長（船橋義明君） 町長。

○町長（広江正明君） やっぱりここにあるように、町長の諮問に応じてということですから、やはり基本的な考え方は我々から示させていただいた中で、それに対する答申をしていただくということ。基本的な考え方というのは、今申し上げたように、この施設はもうここで廃止をして、こういう統合という形にしたいという基本的な考え方は諮問をさせていただく。それに対して、答申は別になるかもしれませんが、やはりそういう形での審議会ですから、当然基本的な考え方は私どもから諮問させていただく。町長が勝手に諮問するだけじゃなくて、

その前にいろいろ議会の皆さんともディスカッションしながら、町の将来の青写真をつくった上で諮問をすることありますから、そういうことも踏まえて、議員の皆さんにはこの条例をお認めいただいた上で、これからの進展をぜひ御指導いただきたいというそういう考え方です。

ですから、委員会に対して諮問をすることですから、それはやっぱり考え方を示させていただく予定であります。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 5番 田島議員。

○5番（田島清美君） まず、先ほどから町長さんが諮問されるということで、この条例に対してはいいことだなと思うんですが、全てのいろんな策定委員会というのがありますよね。いつもそこには町内会代表の方とか見えるんですが、大体基本的なものがあって、そこに意見を率直に言えるという形の方というよりも、町がそういうふうにやられるんだったらまあそういうふうでという感じの大体流れ的じゃないかなというふうに私はいつも思ってしまうので、やはりこれはいろいろな今後未来のことを考える重要な条例だと思うので、やはり先を見られるようなそういった方をぜひ入れていただきたいなと要望いたします。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 第4条で町長が委嘱することありますから、そういう方をきちっと選ばせていただいて委嘱させていただきますので、ぜひまたそのときにはお認めいただいております。

○議長（船橋義明君） ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

川島議員。

○4番（川島功士君） さっき聞き忘れました、済みません。

先ほどの可決した空き家の条例は、所掌が総務部になっていて、今回のこれは企画環境経済部になっているんですが。公共施設の財産に関する問題というのは、いつもは大体総務部がやっておったような気がするんですが、今回はなぜ企画環境経済部が所掌することになったのでしょうか。逆のような気がするんですが。済みません、私の感覚的な問題かもしれません。

○議長（船橋義明君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 空き家条例の関係は防犯でということで、その所掌事務を総務でやらせていただいております。今回の公共施設等総合管理計画については、多分に財政的なことが絡んでまいりますし、多岐にわたっています道路とか庁舎の関係とかということで企画が担当するというございますので、よろしく願いいたします。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

この際、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時06分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第46号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

第47号議案 笠松町光文庫整備基金条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 歴史未来館でもこの基金を使用できるようにするという条例なんですけど、今までの歴民では特別に申請があれば資料のほうを借りることもできたと思うんですけど、一般的に誰でも図書館のように貸し出すということはしていなかったんですけど、これで貸し出すようなことを考えてみえるのか、あくまでも資料館の資料として蔵書としてふやす方向なのか、どうのお考えですか。

○議長（船橋義明君） 田中教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化部教育文化課長（田中幸治君） お答えをいたします。

蔵書として扱うのか、貸し出しはできないのかという御質問ですが、現在のところ蔵書として整備するものでございます。ただし、未来館のほうで閲覧することは可能であるというふう
に考えております。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

第48号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 県下で一番高かった国保税の資産割を10%下げさせていただくことになり100分の35になったことは、とても被保険者の皆さんには喜ばれることになると思っておりますが、今回は自己資金や足りない場合は基金をとということで間に合うというお話でした。実は今回、このほかに保険料の引き下げが可能となるということで、公費拡充等による財産基盤の強化を含めて、国が2015年度から低所得者を対象として保険者支援制度を拡充して1,700億円用意されたというふうになっておりますが、これは当初予算にはまだ入っていないとお聞きしました。どれぐらい補助が来るか見通しが立っているのか、立っているとしたらどのような使われ方をするのか、できるなら引き下げに使っていただける方向にいかないかと思っておりますが、どのような状況になっているのか、お聞きします。

○議長（船橋義明君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） それではお答えいたします。

公費負担の拡充ということで、確かに議員御指摘のように国のほうから情報は流れてきております。私どものほうの考え方では、いわゆる今回軽減措置、7割、5割、2割の部分で、専決処分のほうで軽減の判定基準といいますか、その額について引き上げをしてありますので、その分、当然低所得者の方への影響といいますか、保険税が軽減される対象者がふえるというふう
に考えております。ただ、それに対する財源措置は、今のところ保険基盤安定負担金なん

かですと、国2分の1、県4分の1という形で入ってきておるんですけど、それがどういう形になるかというのは現在のところ見えておりません。当初予算では当然既存の算定ルールに基づいて算定しておりますし、税率改正を決めた段階で初めて試算しておりますので、予算の編成時には当然そういったことまでまだ見えていない話、試算の段階では出せない話ですので、26年度の状況での予算の算定という形になっておるといのが現状であります。

今後、情報がどういう形で伝わってくるか、それによって、また28年度の予算編成に向けた形で、ある程度のシミュレーションといたしますか、そういうのをしていく中で、本当に軽減できるかどうかというのは、また国民健康保険運営協議会などで御検討いただくということになるかと思いますが、ただ、事務局レベルの考え方としましては、30年度に広域化という形で税率の見直しをする可能性がありますので、極端に上げたり下げたりということも余り考えたくないと思っております、本当に状況を見ながらという形になるかと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今回のここでは資産割の引き下げだけですが、2割軽減、5割軽減の方の幅が広がって対象がふえてきますね。それについては、この国からの支援とは別に考えられていると考えていいですか。そして、どれぐらい今回の中で対象の人数が、2割が、例えば26年度はこれだけだったけど、人数か世帯でいくのかよくわかりませんが、このあたりでどんなふうに変ってくるのか。それから、この資産割を10%引き下げることで応能・応益の割合はどのようになるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（船橋義明君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

1,700億、国の出口ベースの金額がこの軽減と連動した形なのかということに関しましては、私どもの今のところの推測でありまして、どういう形で補助がおりてくるかということが、まだはっきりとした情報が流れてきてないというのが現状です。

あと、軽減世帯がどのような影響になるかということに関しましては、同じレベルでの試算はしておりませんので、結果論だけであれば、今試算したものと26年度の出ている結果を比較しますと、例えば2割の方ですと26年度の場合412世帯、これは医療分、後期高齢者支援金分なんですけれども、412世帯であったのが27年度の場合381世帯、ごめんなさい、これはちょっと減っておるんです。5割の場合が、419世帯であったのが467世帯ということで48世帯の増。7割につきましては、829世帯であったのが954世帯で125世帯の増という形で、これも本当に結果論ですので、それをなぜというふうにはちょっと分析はできてないのが現状であります。

あと、先ほどの応能・応益割合トータルでという話なんですけれども、応能割合が26年度の場合53.1%で、応益割合が46.9%でしたが、27年度の資産割を引き下げた結果としましては、

応能割合が51.82%で、応益割合が48.18%ということで、1.25ポイント改善されたというふうに見られます。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 先ほど1,700億円の国の関係に対して、国が2分の1、県が4分の1、町村が4分の1の負担でこれが執行されていくと聞いておりますけれど、少なくともこれは2015年度用として予算措置されたものだと思いますので、どこかできちっと今年度の中で引き下げできるものは引き下げしてほしいというふうに考えます。金額がまだわからないということなら、その後の検討かとも思いますが、どのように進められますか。来年度用にとということではないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（船橋義明君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） それではお答えいたします。

現段階で安定的な国保運営を図るために、先ほど申し上げたように税率改正を上げたり下げたりということがなく安定的に、少なくとも広域化までの間、住民の皆様にご国保をきっちりとお払っていただき、お医者さんに安心してかかっていただけという運営のために、国保運営協議会のほうに最善の方法として案を出させていただいた。その中で、基金の残高と繰り越しの見込み、それから今後償還しなければならない金額なども見積もりまして、とりあえず27年度は資産割を35%に引き下げても、特に問題なく28年度につなげるだろうと。28年度についても税率改正なくいきたいという考え方のもとで進めました。それを27年度内にとということになりますと本算定前にとという話になり、その短期間でさらに改善される見込みが出せるというのは非常に難しいと現状では思っておりますので、先ほど申し上げたような形で状況を見させていただきたいと思っております。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

第49号議案 LED防犯灯の売買契約の締結についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

4番 川島議員。

○4番(川島功士君) 今度LEDにかえていただけるということなんですけれども、議案資料によるとパナソニック製のものをつけられるということなんですけれども、メーカー保証についてはどのような状況になっているか、教えてください。

○議長(船橋義明君) この際、1時半まで休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午後1時31分

○議長(船橋義明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

4番 川島議員の質問に対して答弁をお願いします。

那波建設水道部長。

○建設水道部長(那波哲也君) 午前中の質問に対し、すぐに答弁できずまことに申しわけございませんでした。LED照明の保証期間についての質問にお答えします。

LEDの球は1年間保証であり、その他の点灯装置及び電子ユニットなどの電子機器は3年保証となっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長(船橋義明君) 4番 川島議員。

○4番(川島功士君) ありがとうございます。

LEDの電球そのものは1年、その他電源とかその辺の本体部分が3年ということで、恐らく電気製品なんで初期不良がほとんどだと思いますので、3,100基ですと1個で0.5%ぐらいか0.3%ぐらいになるのかな。なので、1個や2個あってもおかしくないんで、しっかりとその辺は本体の不良なのかどうかということを見きわめてほしいということと、例えば本体の取りつけもしっかりしていて、それでも本体が壊れて、例えば誰かに当たった場合だと、これは製造物責任法の範囲になってくると思うんですね。そうすると、その保証に対して、例えばパナソニックに対して製造物責任法に応じて損害賠償を請求できるという可能性もあるので、その辺のことも十分考慮に入れてほしいということと、そうではなしに、例えば取りつけが悪かった場合はどのように対処されるのか、その辺のことをもう一回お願いいたします。

○議長(船橋義明君) 那波建設水道部長。

○建設水道部長(那波哲也君) お答えします。

当然取り付け業者が取り付けましたということですので、取り付け業者の責任ということに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

もしそうであるならば、例えば製造物責任法だと法律で決まったことなので、もしそういうものが立証できれば損害賠償なり訴訟なりを起こせると思いますし、保証期間中であるならばメーカーに対してその保証書を示せばいいと思います。もし取り付けのことに關することであると、きちっと契約事項に入れてないといけない可能性がありますので、その辺は十分検討した上で契約していただくようお願いいたします。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

第50号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 歳出の43ページ、2款 総務費、1項 総務管理費、4目 電子計算費399万6,000円、情報センターの委託料ということですが、これは今、いろいろ年金の漏えいで問題になっており、マイナンバー制になった場合を心配するわけですが、どのように考えていらっしゃるのか、全く淡々と国の状況で進んでいかれるのか。また、社会保障のほうの関係もこのマイナンバー制に取り込まれていくということもお聞きしますが、セキュリティーについてはどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

それから、防災対策費の中でデジタル化の整備工事などありますが、この問題につきまして是一般管理条件でということをお聞きしたように思いますが、子機の関係の工事ではないか、その点はどうなんでしょうか。

それから49ページの保健体育施設について公共施設予約システムで行われる形になるということですが、これまでの月末に行われる関係団体によるくじ引きのようなものが、このシステムによって変えられていくということなのではないでしょうか、お尋ねします。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 私のほうから総務費の6目 防災対策費の関係で一般管理費、あるいは子機のための補正予算ではないかという御質問でございます。まず1点目としまして、今回国土交通省が平成27年4月1日付で、20年ぶりに土木工事費算定基準を改定し、受注者の適正利潤と人材育成、人材確保の費用を積算上反映させるため、一般管理費が最大20%ぐらい引き上げられました。今回の事案でございますと、一般管理費が11.85%から15.72%となっております。さらに、それ以外に今回の補正の増額の中には、屋外子局のデジタル放送とあわせて今回、個別受信機のほうはデジタル放送でございます。うちの今の放送卓はどちらかしかやれませんので、デジタルとアナログを同時にやるために2つの放送設備を今回増設するというものでございまして、ちょっと特殊な工事で、予算計上時より若干価格が上がったということも含めて今回計上させていただきました。あくまでも今回の工事はデジタル化ですので、屋外子局の工事と放送卓の増設工事でございます。

○議長（船橋義明君） 田中教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化部教育文化課長（田中幸治君） 御質問にお答えをいたします。

体育施設の抽せん会についての御質問でございますが、現在、毎月25日に体育施設利用者協議会によりまして抽せん、もしくは関係団体によりまして調整を行っております。これにつきまして、新しいシステムによって施設の利用が重複した場合については、システム自体が自動抽せんを行い、その時点で予約が確定することになりますので、抽せん会自体は開くことはございません。ですので、抽せん会が開かれないうことで、少し簡略化になるということでございます。以上です。

○議長（船橋義明君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは、電子計算費についてのお尋ねにお答えさせていただきます。

電子計算費の今回の増額の補正につきましては、議員おっしゃいましたように社会保障・税番号制度に係るシステムの改修、この詳細が決まってまいったということに伴いまして、システムの改修委託料が増額となるものでございます。その額が399万6,000円となっております。

内訳といたしましては、住民記録システムの総合行政情報システムに係るシステム改修と、あと団体内の統合宛名システムで、これは番号を束ねるようなシステムを新たに設ける改修が必要ということで、399万6,000円増額をさせていただいたものでございます。

なお、セキュリティー面についてというお尋ねでございますが、これにつきましては、法律で定められた目的以外にはむやみに他人のマイナンバーを提供することはできない等々規定がございまして、国のほうで個人情報保護のために、その管理に当たっては安全管理措置などが義務づけられてまいります。私ども市町村といたしましては、その事項を遵守し、事業を運営させていただきたい、このように考えておるところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） このセキュリティーの関係で、町独自でこうしたセキュリティーを防ぐための体制とか、または法的なものを整備してつくっておくということじゃなくて、全く国に任せるといったことなんでしょうか。

それからもう1つ、先ほどの質問で何だったかなと思いましたのが、この6目の防災対策費の中の役務費42万2,000円、これはいわゆる町がきちっと持っている防災上、手を差し伸べなきゃならないだろう人に、その人の意向を伺うためのお手紙を出した関係の経費だと思いますが、この事業は現在どれぐらい進められているというのか。私も二、三人の方にこういうのが来たけどという相談があったり、一緒に書いて提出した人もあったりしているんですが、発送したのがどれぐらいで、今どんな状況なのか、わかれば教えてください。

それから、49ページの予約システムの関係ですが、これは今年度のいつから始められるのか、そして、こうした形になることを周知されるのはどんな形で周知されているのか、お尋ねいたします。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 防災対策費の役務費の通信運搬費の件でございますが、今回、今までは独居高齢者、それから障がい者の方、要介護者の方の中で、高齢者世帯を除くところへ郵送させていただきました。その郵送したところが384件でございます。今回、避難行動要支援者名簿に高齢者世帯、65歳以上を追加したことによって、その増加分の発送を予定しております。予定している世帯数は1,900世帯に予定しているところでございます。

○議長（船橋義明君） 田中教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化部教育文化課長（田中幸治君） 体育施設の予約システムはいつから始めるのか、あるいはその周知の方法についてお答えをいたします。

予約システムの導入スケジュールといたしましては、ことしの11月に利用者への説明会、年が明けて1月に仮稼働を予定しており、2月より来年度の4月分から予約を開始いたします。また体育登録団体について、昨年2月にこの導入に当たっての説明会を開きまして意見を交換しております。

あと、周知の方法ですが、11月に利用団体への説明、広報での周知、ホームページ等での周知を考えております。以上でございます。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） セキュリティー面の対応につきましてお答えをさせていただきます。

国任せかということではなく、基本的には国のほうでそういったシステム面における保護措

置ということで、例えば個人情報を一元的に管理せずに分散管理を実施しなさいとか、あと個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施しなさいとかというような大枠的な基準的な決め事はございますので、基本的には国から示されたそういったものの枠組みの中でシステムを構築させていただくというものでございます。あわせて、当然市町村の責務といたしまして、例えばアクセス制限により、それにアクセスできる人の制限ですとか、管理等を行う等のセキュリティー管理というものは配慮を当然いたしてまいるというものでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 官公庁だけではなくて、いろんな保険会社ともつながったりしてくるのではないかと思いますし、銀行などにもつながるのではないかと思います。例えば役場であれば、職員が退職したり、4月の異動などで持ち場が変わったりしますので、そのあたりについてのきちとした決め事など必要ではないかと思われませんが、これをやるには、そういうあたりのことは考えておられませんか。または、今もいろいろとあるわけですが、そういうのについてはどのようになっているのか、教えてください。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

現在使用いたしております住民記録等のシステムにおきましても、それぞれ担当職員にはアクセス権限を付与するというので、その都度パスワード等を職員に付与して個々の業務に携わっておるところでございます。現状がそういう状況ですので、より一層管理を強める形の中でマイナンバー制にも対応させていただきたいと、このように現状考えております。以上でございます。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 先ほどのマイナンバーの話なんですけど、あれは例えば普通に職員の方が使っているパソコンじゃなくて、それ専用のサーバーにつながったデスクトップパソコンがあるという、WWWサーバーとは切り離されてL2WANにつながった専用の端末があるというふうに考えていいのですかという点が1つと。もう1つ、公共施設予約システムがやっと動き出すんですけども、49ページ、使用料及び賃借料で125万円分のシステム使用料が上がっています。これはずっと使う間中、その業者に対してシステムの使用料というのが発生していくという考え方だと思うんですけども、町が持っているサーバーのWWWサーバーには全くの余裕がないんでしょうか。こういうものを構築するだけの余裕がないのか。例えば、安心

メールでも外のサーバーをお借りして、いろんな状況もあると思うんですけどもやっています。今回のも、またこういう外のサーバーをお借りしてやるような契約なんですけれども、町のホームページ自体は町のサーバーに置いてあると思うが、こういうものに使うだけの余裕がないのか。

例えば、町立の小・中学校のホームページですね、あれも町のサーバーには置かせていただいていると思うんですが。例えばこの間聞いた話だと、松枝小学校だとCCNですか、回線が来ているのでCCNの無料分の、つながっていると無料でやれるところもありますよね。小学校・中学校あたりだと、その部分をレンタルサーバーで借りているというふうに聞きました。そのサーバーには、そういう小・中学校を含めて構築するだけの余裕がないようなサーバーが設置されているかどうかということについて、以上2点についてお願いします。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） 大変お待たせしまして申しわけございません。

まず最初のサーバーの関係でございますが、従来からの住基ネットにつきましては、ゲートウェイサーバーを通して入ってきております。それで、今般システム改修等を行いますマイナンバーにつきましては、従来の総合行政情報システムを使ってシステムを運用していくということで、別個に個別のものがあってそれを使っていくということではございません。

それと、あと安心メール等のお話でございますが、こちらのほうにはメール配信等の運用を業者委託しております関係で、そちらのほうをクラウドというような形で外に出して運用しておるといふ現状でございます。

あと、公共施設の予約システム等につきましては、やはりサーバーの空き容量等の兼ね合いもございまして、今回そういったような形で運用させていただくということになりました。以上でございます。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） いずれにしても、国のほうがどんどん進めていくので、それに合わせてやっていかざるを得ないというのはよくわかりますが、使う側もやっぱりそれに合わせてスキルアップをしていかないといけない。きのうもどこの市役所でしたかね、抜き打ちの検査というか試験をやって、名簿をうっかりあけてしまったというニュースでやっていましたよね。うっかりあけてしまったのが何%かあって、訓練の中で感染してしまった職員が何人かいたということで、現実にはそういう訓練というのうちの町でも必要になってくるかもしれません。今後の情報セキュリティの分野では、そういうことも視野に入れて考えていかなきゃいけないかなあとも思っています。

それと、サーバー自体の容量がないということなんですけれども、先ほど言ったように小・

中学校のホームページですね、いつ更新したかわからないような状態のことが結構続いています。その辺、町のホームページは誰でもやれるようにという形でシステムを再構築されてから、割と頻繁に更新が行われるようになりましたので、そういうことも含めて、またじっくりと質問させていただきますが、今後は課題かと思っています。小・中学校用に新たにお金を出してどこかで契約しなさいではなくて、やっぱりサーバー自体の容量をふやして安全なサーバーを小・中学校にも提供するという方向は、町として果たしていく責務というのがあるんじゃないかなと思っていますので、今後は検討していただきたいということで、とりあえず今回はこれで終わります。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑ありますか。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 44ページ、総務費の企画費の中にあります13節の委託料の、公共施設等総合管理計画策定委託料なんですけど、今回この管理計画の委員会を立ち上げ、設置をして検討されるということなんですけれども、委託料としては民間会社のほうに委託するんじゃないかと思うんですけど、どういったことを委託しようとしているのか、またどういったことを求めようとしているのか、その辺をまずお聞きしたいのが1点と、それから、単純なことをちょっとお聞きします。今回職員異動によって給料が各課で手配があるんですけども、職員異動じゃなくて、ここに出てきます嘱託員と臨時職員の違いはどういうものなのか。これは明確にされているのか、採用基準というものがあるのかなのかということが知りたいのと、それから今現在、その嘱託員が何人いて、臨時職員は何人なのか、それをちょっと教えていただけますか。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは、企画総務費の13節の委託料、公共施設等総合管理計画策定委託料についての内容についてお答えをさせていただきます。

今回、業務を民間のほうに委託させていただこうと思っておりますのは、この総合計画を策定するに当たっては、基本的に公共施設等の現況調査ですとか将来の見通しですね、これは老朽化の状況ですとか利用状況、あと今後の維持管理経費、更新に係る費用等算定をさせていただいたり、あと人口減少化に伴う対応ということで、総人口、年代別の人口についての今後の見通しを、おおむね30年間程度作成して計画の策定をさせていただくこととなっております。その中で、さらにそれらを踏まえた上で公共施設の管理に関する基本的な考え方ということで、点検・診断等の実施方針ですとか、あと維持管理、修繕、更新、安全確保ですとか、耐震化、長寿命化、統廃合との方針等、計画の策定に向けた、そういった基礎情報の収集と素案の作成的な業務を委託するという内容のものでございます。

○議長（船橋義明君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2 時09分

再開 午後 2 時22分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

伏屋議員の質問に対する答弁をお願いします。

奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） お答えいたします。

嘱託員は11人、臨時職員が49人でございます。

嘱託員と臨時職員の違いですけれども、嘱託員につきましては、特に経験を生かして特定の仕事をやっていただくために、町職員や教職員のOBの方を月額の嘱託員として雇い入れているものでございます。それ以外の臨時的な雇用で雇い入れているのが臨時職員ということで、使い分けをしているところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

それでは、最初は公共施設等総合管理計画の件ですけれども、先ほどの説明で町が持っている施設に対してかなり細かいところまで調査を委託するということですね。そうしますと、今回新たに条例で委員会を設置するんですけれども、その委員会の規模というのはどういうことを期待されるのか、いわゆる民間会社に調査委託したものができて、それに基づいて検討するのか、検討したことを調査会社のほうに委託でこういうことを調べてくれということをお願いするのか、その辺ですね。委員会との関連はどうなのか、ついでにちょっとお尋ねします。

それから、先ほどの嘱託職員と臨時職員の違いはわかったんですけれども、確認なんです、臨時職員というのは時間給ということですか。それも確認したいのと、その両者に対する採用規定とか基準とか、そういうものは持っていらっしゃるんですか。それもちょっと答弁がなかったのでお尋ねします。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） では、お答えさせていただきます。

公共施設等総合管理計画の策定支援業務ということで、その計画を作成することを支援していただき、そういう現状の分析データですとか、そういったものをまず、収集とか作成していただいて、それに基づいて、先ほどちょっと若干申し上げた基本方針的な項目ごとに整理をしていただくこととなります。そういった形で委託した成果品といいますか素案をもとに、庁内でまたそれを基本的な考え方とかというようなことを整理精査し、意思形成した後に、先ほど

町長が条例の答弁でお答えしましたように、策定委員会は調査審議いただくという機関になっておりますので、私どもの積み上げました元データを皆さんにごらんいただきながら、それぞれのお立場から御意見をいただき、計画策定に持っていきたい、こんなような流れで進めてまいりたいと考えております。

○議長（船橋義明君） 奥村部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 嘱託員は現在、月額嘱託員ということで雇い入れておりますので、報酬は月額で支払いをさせていただいております。それから臨時職員につきましては、賃金ということで時間給でお支払いをしております。そのほかの細かい取り扱いにつきましては、笠松町嘱託員取扱要綱と笠松町臨時雇用職員の雇用、労働条件等に関する要綱を設けまして、それぞれその要綱に基づきまして雇い入れているというようなところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） それでは、公共施設の件ですけれども、これは町長にお尋ねします。今委員会等も含めて総合的な計画、長期的な展望も検討するという事なんですけれども、今言われている指定管理者制度ですね、いわゆる民間に委託するという事は、この管理の中では考えていらっしゃるのかどうか。いわゆる町が保有する施設は全て町で運営、経営していくということでいいのか、その辺の考え方はどうかというのが1点と。

それから職員の件に関して、今、奥村部長からの報告ですと採用基準といいますか、採用してからその人の身分保障みたいなものはあるというふうに私は受けとめたんですが、いわゆるその以前、採用計画的な規定、こういったものというのは持っていらっしゃるのですか。例えば、最大限何人までだとか、嘱託職員は何年勤めていただくというような基準だとか、いわゆる採用基準といいますか、その人がいていただくための基準とか規定だとか、そういったものはあるのかないのかということをお聞きしたいんですが。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） まず第1に、公共施設等の問題であります、これは先ほどもお答えしたように、いわゆる中・長期的な視点でいろいろ物事を考える基本が、その建物だけをとれば、その建物自身を更新するのか、あるいは、いや2カ所、3カ所あるのを1つにしてしまうのか、あるいは耐震的に長寿命化その他も含めて全体の私どもの計画をつくるときに、それを今言われたような形態でやる、やらんの前に、そういう建物が必要であるかどうかを含めたいろいろ計画であります。例えば極端なことを言えば児童館のような建物を、今1つあそこにあるんだけど、笠松町の将来の形態や今の子供たちの動態からいって、これは要らないんじゃないか、あるいはそうではなくて、3カ所でいろいろやることを、今のような児童館という形態をしっかり保ちながらそういうことをやる方法はないか、いろんなことをやはり加味して考えますか

ら、ただ児童館一つつくったのを、じゃあ民間にそれをどうのこうのというのはその後の問題になると思います。そういうことを含めた総合計画的な公共施設のやり方を練っていくわけがありますから、具体的な今のような方策というのはこれからだと思います。まず必要かどうかということから始まっていく問題でもあります。

そして、今申し上げたように、20年、30年先を見込んだ部分も入っていますので、長期的な視点で考えることもありますから、今言われたようなことは、確かにそういうような問題を提起できるときがあるかもしれませんが、計画の中ではそれを含んでやっているわけではないと思います。それは後からの財政計画の中でいろいろできることでありますから、そういう流れでいくと思います。

そしてまた、今の臨時職員と、何人をどうのということは初めから枠があるわけじゃないと思っています。例えば極端なことを言えば、今の歴民のような施設が急にああいうふうに対応しなきゃいけないときには、そういう専門的な知識を持った先生に来ていただいてそういうことをやろう、あるいはこういう事業に対してはこういう知識を持った人にやってもらうということになると思いますから、枠があつて何人を採用ということではなく、僕は嘱託職員はそういう性格じゃないかと思う。

なおさら臨時職員は、半年間でも1年でもこういう仕事の補助的なものが要るときにはお願いしようということが臨時職員の一つの性格だと思います。そういうのを踏まえて、いわゆる財政的にも負担がないように最小限の人でやるのが我々の責務だと思いますから、全体的な流れの中で進めさせていただいていると理解をしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 3番 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） 済みません、47ページで、土木費の中で側溝舗装等修繕工事請負費の項目があるんですけども、これは米野の平家住宅の解体費用というふうに聞いていました。この家というのは、要するに坂路を広げてほしいという要望があつたりしたことによって、こういう問題が出てきたんだと思うんですけども、完全なる空き家であつたのだと思いますが、これは持ち主からこの解体費用というのは取れないものなのか。そして、平米数がどのぐらいあつたのかということと、平米単価等もわかったら教えてください。

それからもう1点は、さっきから盛んに質問されておりました公共施設予約システムの使用料というようなことで上がっておるんですが、これというのは、スポーツ施設、体育館にしる何でもですけども、登録団体でないことには申請できないんですよね。

それともう1つは、川島さんたちが1月に米野の運動場でやってみえるたこ揚げ大会、川島さんだけではないか、そういうのは当然登録団体ではないですけども、臨時的にそういうところを使えるということで、もしそれだったら、やはり世間に周知するためにも早くから押さ

えることができるのかということ、周知する期間が欲しいということで、そこら辺を教えてください。

○議長（船橋義明君） 奥村部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 米野86番地5にある空き家の状況ということでございまして、米野坂路のカーブ部分にあります空き家については、何回か相続人に取り壊し等のお話をさせていただいたんですけども、相続人がその気がないということで、このまま相続放棄をされてしまいますと町も手が出せなくなってしまうというような状況でありましたので、今回、坂路の拡幅計画がありましたので、3月16日に相手相続人から、笠松町が実施する公共事業に際しては取り壊してもよいという同意書をいただいて、今回、道路拡幅の事業として提案をさせていただいたものでございます。

平米数については建設水道部長のほうから報告させていただきます。

○議長（船橋義明君） 那波部長。

○建設水道部長（那波哲也君） お答えします。

平米数は65.9平米で、平米当たり2万4,700円弱です。以上でございます。

○議長（船橋義明君） 田中部長。

○教育文化部長兼教育文化部教育文化課長（田中幸治君） 公共施設の予約システムにつきまして、登録団体しか使用ができないのかということと、事前にこうした行事については早く予約できないかというような御質問でございますが、対象となるのは、予約システムを利用できるのは登録団体のみです。ただし、卓球場とテニスコートにつきましては町内に在住の個人の方も使用することができます。

また、先ほどお話のありました登録団体以外の方でも、町内会ですとか、それから地域活動を行う団体の方については年間の使用計画をお出しいただければ、その分について事前にその分は使用できないようにして、それ以外の分について予約システムにかけるといった形になりますので事前に予約することができます。その調整会議を年4回ほどできるように考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 3番 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） 総務部長 奥村さん、ありがとうございました。

それで、やはり一つの財産でありながら、自分たちが壊すことができないので、要するにその建物というのは寄附行為になり、道路拡張のためのということだから、本来なら買い上げるような形になるんですね、普通は。違うんですかね。その費用として解体費用に使ったと言ったほうがおもしろいというか、つじつまが合うような気がするんですけども、ただ寄附してくれ、後のことはうちに全部任せてくれればというふうな形になったのか、その確認だけお

願います。

○議長（船橋義明君） 奥村部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 本来、空き家は所有者の方で壊していただくというのが本来の姿でございます。例えばもう1件、よく例に出ます宮川町の空き家の事例でございますが、こちらは町が債権者になっておりますので、家庭裁判所に相続財産管理人の選任の申し立てを今行っているところでございまして、そういった場合、管財人を立てて売りに出されたりするわけでございます。この米野の件につきましては、町も債権者でございませぬので、なかなか方法がなく、このまま相続放棄をされてしまうと、現状では宙ぶらりんの状況になってしまい、今後相続放棄されて、所有権はどこにあるんだというようないろんな問題が出てきます。今回、車両の待機場所に必要ということで建設課が事業を起こしましたので、今回はそういった町の事業でさせていただいて、本来は所有者の方で壊していただくのが本来の姿だと思っております。

○議長（船橋義明君） 町長。

○町長（広江正明君） 今、部長がいろいろ説明はしましたが、要は、あその坂のあの建物というのは、大変老朽化しているだけではなくて、やはり車が入り出すときに交通安全上も大変危ないので、撤去して、あそこを広げることによって車のすれ違いが安全にでき、交通安全上の観点からも、これはもう行政がやらなければいけないだろうということで手を出させていただいたことでもあります。今言ったような理由であります、まずやらせていただいたのは、何よりも交通安全を第一にしよう、これはもう地元の町内会からも地元の公安協からもいろいろ御要望いただいていたことですから、そういうことでの拡幅で、交通安全上、待機場所ということでやらせていただいたというのが現状のことでもありますので、御理解をいただければありがたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 3番 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） 確かにサッカー場が米野のグラウンドのほうにできましたときにも、私もその坂路のことは、何とか広くしてあげてほしいと質問しましたし、田島議員も質問されました。それが1つ解決したということは本当にありがたいことだと思っておりますので、早急に本当に広くしてほしいと思います。これは要望です。よろしく願います。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さんでした。

延会 午後2時45分